

## 第3章 不法投棄に対する行政対応の検証、処分、再発防止策

### 第1節 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会による検証

#### 1 委員会設置の目的

本事案に対する行政対応の実態について調査し、事実関係を検証することにより、再発防止に向けた対応力を強化するため、本事案が発生した直後の平成16年4月1日に助役を委員長とする内部調査機関として実態調査委員会を設置した。

#### 2 調査方法

実態調査委員会では、担当部局職員からの事情聴取や保存文書等により、善商に対する過去の行政対応を確認し、問題点を把握した。

#### 3 報告

実態調査委員会における調査で判明した問題点をとりまとめ、平成16年5月10日に以下の問題点を報告した。

- ① 産業廃棄物行政の甘さ
- ② 市民の情報提供に対する的確な対応不足
- ③ 職員の認識不足
- ④ 関係部局間の連携不足
- ⑤ 県行政(森林法及び廃棄物処理法)との連携不足
- ⑥ 県警との連携不足

なお、実態調査委員会は、行政内部の調査機関であるため、客観性と透明性を確保した上でさらに検証されることが必要であることから、検証は、次に述べる検証委員会へ引き継いだ。

#### ◆ 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会▶▶▶

<http://www.city.gifu.lg.jp/5893.htm>

#### ◆ 実態調査委員会報告書▶▶▶

<http://www.city.gifu.lg.jp/secure/6040/jittaihoukokusyo.pdf>

## 第2節 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会による検証

### 1 委員会設置の目的

実態調査委員会における実態の把握を踏まえ、本事案の強制捜査に至るまでの行政対応について、専門的見地から公正かつ客観的に検証し、このような事態を招いたことに対する行政上の責任を明確にするとともに、再びこのような事態を招かないための再発防止策を検討するため、平成16年5月20日に弁護士等外部委員5名で構成する検証委員会を設置した。

【検証委員会委員】(◎：委員長 ○：副委員長)

氏名	所属及び職名(当時)
◎由良久	弁護士
○三原憲三	朝日大学法学部法学科教授
佐藤健	岐阜大学工学部社会基盤工学科教授
榊原秀訓	南山大学法学部法律学科教授
武藤壽	弁護士

### 2 検証方法

検証委員会では、廃棄物処理法の「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」という目的に照らし、市が指導監督庁として適正に権限を行使したか否かを主眼に、善商に対して開発許可がなされた昭和62年3月から県警の強制捜査が入った平成16年3月までの期間を対象として、客観的に評価・検証された。

検証にあたっては、現場を検分した上で、市が保管していた公害事案処理票、中間処理施設パトロール報告書、善商に対する通知、善商からの報告書等、さらには森林法、都市計画法及び建築基準法等の関係法令に係る書類が確認された。

また、現職・退職者を含む当時の担当職員、その上司、市民ら合計104名に対して書面による質問を行い、うち7名に対して事情聴取が行われた。

### 3 検証結果

当時の担当職員及び善商の代表取締役への聞き取り、航空写真の比較から、平成2年の時点で、すでに80,000㎡を超える廃棄物が、現場に堆積していたと認められるとされた。

その後の現場への立入検査により、増減はあったものの廃棄物が依然として過剰に積み上げられていたことを把握していながら、「撤去指導に従う」との善商の主張を鵜呑みにし、法に基づく行政処分等、強力な権限行使をしなかった。

こうした状況を把握し、規模の拡大を防止する機会がありながら、市が法に基づく厳格な措置を講じなかったことについて、総じて厳しさに欠けており不当であるとされた。

また、平成2年以降の廃棄物が依然として現場に堆積していることを把握していたが、善商が指導に従う姿勢を示していたことから、平成11年4月に市が処分業の許可を更新したことは、当時の法令や現場の状況に鑑みて違法である可能性が高いと指摘された。

さらに、平成11年12月には、平成2年以降堆積していた廃棄物に覆土し、その上部や周囲に新たな廃棄物が投棄され、現場の地形が急激に変わっていたことが航空写真から確認できたが、「木くずを除去するための作業場とするため、廃棄物が堆積していた頂上部を整地したい。平成2年からの廃棄物については、木くずを除去した後には除去する。」との善商の主張を信用し、市が廃棄物の搬入を中止させる等の権限を行使しなかったことは、違法の可能性が高いとされた。

#### 4 報告

検証委員会は13回にわたり開催され、平成16年11月26日に検証結果に基づく報告書が提出された。

◆ 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会▶▶▶

<http://www.city.gifu.lg.jp/3263.htm>

◆ 検証委員会報告書(答申)▶▶▶ <http://www.city.gifu.lg.jp/secure/6028/houkokupdf>

##### (1) 不当な対応の原因

検証委員会では、時系列に行政対応の問題点が抽出され、検証された結果、以下の事項が積み重なって本事案の規模拡大に至ったものと指摘された(以下、報告書より抜粋)。

##### 1) 担当者・上司に公務員としての高い使命感の欠如

担当者・上司に、廃棄物行政に携わる者として、環境破壊を防止し、周辺住民の健康を守るという高い使命感が欠けていたと判断する。

##### 2) 法的対応に対する知識・経験の不足

市には、業務の一時停止、改善命令、措置命令等の措置の経験が不足しており、手続きを進めることに戸惑い、躊躇があったのではないかと考える。

また、担当者は、厳格な措置を執るべき状況に遭遇しても、責任の重い強硬な措置を避ける意識が働きがちであり、行政指導という安易な方向へ流れたのではないかと考える。

加えて、善商が不法投棄した廃棄物はあまりにも大量であり、強硬な措置を執った場合、市の行政に混乱が生ずる、批判が上がる等、大きな影響が出ることが予想されたため、ずるずると不法投棄を広げる結果になった。

##### 3) 産廃行政所管部における情報の非共有

担当者は、善商に関し、現場がどんどん変わっていく状況を上司に報告していなかった。一方、上司もその状況を問いただす等をしていなかった。これらが相互作用して、担当者が直接に見聞した情報は遮断され、結果的に市の対応が不当・違法である可能性が高いまま恒常化する原因になった。

また、担当者同士においても、情報が正確に引き継がれていない場合があった。

##### 4) 資料の保管の杜撰さ

資料の保管としては、杜撰であるといわざるを得ない。善商の場合、処理をするべき重大な問題が残っている懸案事項として捉えるべきものであるにも関わらず、資料が廃棄されていたこと自体、担当者・上司の無関心を表していると考えられる。

##### 5) 産業廃棄物行政の軽視

市の産業廃棄物担当の職員は過去2、3人であり、現場からの増員要請は無視され

てきた。市は産業廃棄物行政を軽視していた。ルーズな対応が行われてきた一因であると考えられる。

6) 廃棄物行政の非公開性

市には業者に関する情報が多種多様にわたり存在したが、その情報を独占し、公開していなかった。市民側からすると、市、業者を監視することもできなかった。

7) 他部局・他機関との連携不足

善商が変わっていく状況を把握する資料として、税務課が年度毎に空撮していた現場の航空写真が環境事業部に提供されていたならば、善商の敷地周辺の状況が変化していく様子を正に目で確認できる訳であり、善商の廃棄物投棄をより早く発見する一手段となった可能性もある。他部局との連携が不足していた。

また、市・県・県警は、廃棄物不適正処理対策連絡会議を設け、情報交換していたにも関わらず、平成16年3月まで、善商の不法投棄を防止できなかった。

8) 不当な圧力等の有無について

市職員に対し、善商に対する指導監督につき、市内外から圧力があつたかどうかについては、接触の時期が平成2年頃と10年以上前のことであり、その後、廃棄物の除去が遅れたとか、除去されず放置されることに影響を及ぼしたとは判断できなかった。

(2) 再発防止に関する提案

前述の原因を踏まえ、二度とこのような事態を招かないための再発防止策として、以下のとおり提案された(以下、報告書より抜粋)。

1) 市としての体制の確立

産業廃棄物の不法投棄ないしこれが疑われる事件が生じた場合に、市としてとるべき処置を速やかに実行できる体制を確立する必要がある。

まず、産廃行政所管部の職員において、産業廃棄物に関する法的知識を高める。次いで、必要な情報を迅速に入手できるように、立入検査・報告徴収の方法について研修する。さらに、集めた現場の状況・廃棄物の出入り・金銭的な動き等に関する情報を的確に分析できるようにする。これら情報の収集・分析が必要に応じて可能になるよう人的・物的体制を充実させなければならない。

2) 正確な情報収集、詳細な報告書の作成、情報の保存・共有

業者に対する監督は、正確な情報を収集することから始まる。日頃から立入検査、報告の徴収を厳格に履行する必要がある。疑わしい状況があるときは、躊躇することなく必要な検査・報告徴収をするべきである。そして、立入検査の結果については、できるだけ現場そのものの情報が伝わるように詳しく記録しておくべきである。

また、業者と交渉した場合には、その記録を残す。その上で、これらの記録は、長期間保存する必要がある。行政指導の際の資料になる他、行政指導が累積した者につき、処分業の許可更新を不許可にする場合等、行政処分の資料にもなる。

加えて、保存にあたっては、関係職員がいつでも利用できるようにし、情報を共有できる体制を作るべきである。これにより、相互の監視も可能になる。

3) 立入検査結果等の公開

厚生省は、平成2年、「立入検査等の基本方針、立入検査等の回数、措置した事項及びその件数等について1年間の結果を取りまとめ、一般に公表し、関係者に周知させること」(平成2年4月24日付け衛産30号厚生省産業廃棄物対策室長通知)を通知していた。しかし、行政処分は別として、行政指導は公表されていない。もしこれを公表していれば、市の指導監督も市民の目を意識してよりきめ細かくなつたであろうし、業者においても市民からの批判、更には営業的観点から不当な処分を速やかに中止した可能性もある。

4) 他部局、他機関との有効な連携

廃棄物の処分場については、建物の建設(建築基準法)、設備の設置(都市計画法)、農地の譲渡(農地法)、森林の伐採(森林法)等、各種法律上の規制が問題になることがある。業者を指導監督する上で、これらの関係部局との連携を図り、各部局が保有する情報を有効に活用する方策を構築するべきである。

また、県・県警との有効な連携ができていれば、本件を防止できた可能性があるが、連携を図るべき組織である廃棄物不適正処理対策連絡会議が十分に機能しなかった。

5) 同業他社に対する検査

市は、善商と同様の対応を同業他社に対しても行っていたおそれがある。従って、同業他社に対し、立入検査を行い、報告の徴収等を求めるべきである。

また、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を検査し、不適正処理の有無を確認することは当然であるが、他に決算報告書(貸借対照表、損益計算書、販売及び一般管理費)、総勘定元帳、補助簿、請求書・領収書綴り、廃棄物受入日報等を精査するべきである。金銭的な不合理性から不法な廃棄物処理が浮かび上がる場合もある。

(3) 報告書における結び

報告書では、「岐阜市の責任は重大であり、市政の運営を負託した岐阜市民の信頼、期待を大きく裏切るものである。岐阜市において、報告書が指摘した事件の原因、再発防止に向けた提案を真摯に受け止め、二度と同じ事件を起こさないよう万全の措置を執ることを期待する。」と結ばれている。

5 検証結果に基づく市としての検討結果等

検証委員会では、本事案の強制捜査に至るまでの市の行政対応について客観的に検証され、不適切な対応が本事案の拡大を招いたことについて厳しく指摘された。

市は、検証委員会からの指摘を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招くことがないように、これまでの行政対応においてどこに問題があり、なぜそのような問題対応が生じたのかについて、さらに検証を加え、原因を明確にした上で再発防止策に反映させることとした。

(1) 原因の精査

本事案の原因者は、不法投棄を行った善商であることはもちろんであるが、現場の状況変化を認識し、規模拡大を防止する機会がありながら、適切な方策を講じなかった市の行政対応のまずさが本事案の規模拡大を招いた。

1) 事態を招いた要因

「上司を含む担当部局職員における危機意識の欠如及び知見不足」による不十分な対応にあるが、そのような意識的要因を招いたのは、担当部局における体制上の不備等、担当部局としての不作為であった。

2) 根本的な原因

大規模な産業廃棄物の不法投棄が起こると市民の生活環境に重大な影響を及ぼしかねず、未然防止や早期対応が市民生活の安全上不可欠であるという重要性に鑑みて、組織全体としての産業廃棄物行政に対する認識の欠如から産業廃棄物行政を軽視し、適正な人員配置等、担当部局の体制を整備しなかったことにあった。

(2) 関係者の処分

市は、検証委員会からの報告内容及びこれに基づく検討結果を踏まえ、このような事態を招いた市の行政責任は非常に重いと判断して、平成16年12月2日付けで、市三役を減給処分(市長：10分の1・3カ月、助役：10分の1・2カ月、収入役：10分の1・1カ月)とした。

また、平成17年3月29日付けで、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項第2号の規定に基づいて、部長2名を戒告処分、その他の職員18名を訓告とした。

## 第3節 再発防止策の策定

### 1 再発防止の取組

市は、再びこのような事態を招かないという強い決意のもと、検証委員会からの報告書を基に、アクションプランをとりまとめ、全庁を挙げた取組を進めることとした。そのため、対策本部において再発防止策を決定し、その取組状況について、市のホームページを通じて情報を積極的に公開してきた。

現在、これらの再発防止策の推進を全庁的に徹底するとともに、内容を絶えず見直し、不適正処理事案の未然防止と早期改善に努め、再び同様の事態が生ずることのないよう万全を期している。

#### (1) 担当部局職員における取組

担当部局職員として、不適正処理の防止や市民の健康を守るという高い使命感が欠けていたこと、また、法的対応に対する知識・経験が不足していたことの反省を踏まえ、職員一人ひとりが危機意識を高め、指導監督庁として適正に権限を行使できるよう、法的対応に対する知識の習得に努めている。

##### 1) 国等が実施する研修等への参加による危機意識・知見の向上

産業廃棄物行政を所管する環境事業部の部長以下職員について、国、県等が主催する各種講習、研修会等へ積極的に参加するとともに、危機意識や知見の向上のための職場研修を所管業務に関する自主研修として実施している。

これについては、管理職の職員も参加することにより、担当部局職員の危機意識や知見の向上のみでなく、士気の向上という面で効果をあげている。

##### 2) 危機管理意識の向上及び法令遵守の徹底

業務遂行上の危機管理を徹底し、懸案事項を統括的に掌握し、的確に対応できる体制とするため、各部の政策課長等から選任した危機管理責任者を通じて、各部職員に対して危機管理やコンプライアンスについて定めた「岐阜市危機管理マニュアル」、「岐阜市法令等遵守推進要領」の周知を図っている。

また、所管業務に係る法令研修を必須テーマとして位置付け、各部の副主幹以上の職員から選任した法務担当者による職場研修を随時実施し、職員の法的知見の向上や業務遂行上の法令遵守の徹底に努めている。

#### (2) 担当部局における取組

不適正処理を未然に防止し、又は早期に発見し、速やかかつ厳格に対応するため、県警との連携強化を図るとともに、担当部局の体制を大幅に強化し、さらに、情報収集体制や危機管理体制の充実等の取組を進めている。

##### 1) 産業廃棄物所管部局の体制強化

担当部局における人員不足や組織体制の不備が、本事案の規模拡大を招いた大きな要因であるとの反省から、不適正処理の監視、産業廃棄物処理業者への業の許可・更新、業者指導等産業廃棄物行政全般を所管する「環境指導室」の職員数を本事案発生時の3名から大幅に増員するとともに、平成17年4月には組織を再編して「産業廃棄物指導室」を新設した。

また、事業者との軋轢(あつれき)を避けようとする意識を解消し、より厳格な指導と不適正処理に対する早期発見・早期対応による規模拡大の防止を図るため、産業廃棄物指導室に産廃Gメン(※)として職員2名、警察退職者の嘱託員2名を配置した。

これにより、業者指導や不適正処理のパトロール体制が充実し、より細やかで強力な監視や指導を実施することが可能となり、市民から提供された情報にも速やかに対応することが可能となった。

さらに、本事案を所管する部署として、平成16年4月に「産業廃棄物特別対策室」を環境事業部に新設し、排出事業者等への責任追及体制を強化するために警察退職者の嘱託員1名を配置し、専従職員19名の体制により本事案の解決に取り組んだ。なお、平成19年度からは、環境事業部に部長級の審議監及び法務担当の管理監を新たに配置し、系統的な業務運営や法的対応能力の向上等の体制強化を図ってきた。

**【産業廃棄物行政担当部局の強化】**

(平成15年度)	(平成23年度)
担当部局職員数3名	→ 産業廃棄物指導課14名(うち警察退職者2名) 産業廃棄物特別対策課21名(うち警察退職者2名)

※産廃Gメン：

産業廃棄物の不適正処理を早期に発見するため、事業者への立入検査職員を「産廃Gメン」と位置付けて施設等のパトロールを行い、不適正処理の防止に努めている。

2) 許可申請時の対応強化

平成11年に担当部局において業の許可を更新した際の対応への反省から、平成17年3月に「産業廃棄物処理に関する監視指導要領」(以下「監視指導要領」という。)及び「産業廃棄物監視指導マニュアル」(以下「監視指導マニュアル」という。)を策定し、立入検査体制を強化するとともに対応手順を明確化した。

また、上層部を含む担当部局職員において、許可申請時の立入検査や申請書類の適正な審査を徹底し、市民生活の安全を守るという強い使命感のもとに、法令に即して厳格に対応していくため、許可申請審査の手引き等を作成した。

さらに、産業廃棄物処理業の許可申請時において、廃棄物処理法施行規則第10条の5第1号ロ(2)等の規定に基づく経理的基礎を考慮していれば処分業の許可を認めない一つの根拠となり得ると考えられることから、申請時に事業者に対して、財務諸表や中小企業診断士による経営診断書等、客観的判断を示す資料の添付を義務付けた。

3) 事業者への統一的な対応

立入検査時等における事業者への指導・監督において、職員によって対応にばらつきがあり、手順等に不備があったことから、適正な対応に至らなかったが、「監視指導要領」及び「監視指導マニュアル」が策定されたことで、職員個々の主観的な判断に依らず、統一的な手順と客観的な判断によるきめ細かな監視や指導が可能となった。

なお、要領等の内容については、より実効性を高めるため、状況に応じて適宜改訂している。



4) 懸案事項等の引継基準の強化

業務の引継が担当職員任せになっており、十分に機能していなかったとの反省から、職場における懸案事項等を含めて事務引継の実行性を強化するため、平成17年3月に「岐阜市事務引継等要領」を改正した。

この改正では、異動する職員又は同一業務を長期(3年)にわたり担当する職員に対して、「懸案事項及び注意事務一覧」の作成を義務付け、部局内の懸案事項について認識の共有化を図り、さらに、必要な場合には、上司が指示する仕組みとした。

これにより、後任者及び上司における懸案事項等の把握がスムーズになり、これまでの経過を踏まえ、遺漏なく対応できるようになった。

5) 情報収集及び情報共有化の強化

住民からの情報や立入検査等により不適正処理の情報を得ていながら、その情報を組織として系統的にデータ管理し、共有して活用することができなかったことや、指導履歴や決裁等の文書が散逸し、情報の的確な把握ができていなかったこと反省から、情報の収集及び共有化について以下のようなシステムの強化を図った。

① 正確な情報収集及び収集した情報や事業者の指導経緯を一元的に管理し、誰もが情報を共有し活用するため、平成18年1月から産業廃棄物処理業者の許可情報や、行政処分情報・立入指導情報等を管理する「岐阜市産業廃棄物情報管理システム」を導入し、平成19年3月には同システムの円滑な運用を図るため、「岐阜市産業廃棄物情報管理システム業務マニュアル」を作成した。これにより、蓄積された情報を指導、調査及び苦情処理の際の基礎資料として活用し、不適正処理の未然防止や拡大防止のために運用の強化を図っている。

② 公害関係法令所管の水・大気環境室で統一様式の報告書等となる立入調査票を平成16年度末に作成し、立入調査、苦情等の履歴について「環境保全管理システム」に入力し、職員間での情報の共有化を図っている。また、中間処理施設に対しては、関係部署が連携して立入検査を行い、廃棄物の保管量のチェック等により、適正処理の実態把握に努めてきた。さらに、特定建設作業(※)における建設廃材の適正処理確認のため、特定建設作業調査票に廃棄物等の項目を追加した。

また、平成18年3月に「環境保全管理システム」のシステム変更、平成19年3月に機能を追加し、届出内容、立入検査等に関するデータを一元化し、正確な情報の収集、保存及び共有の強化を図っている。

③ 平成17年2月に森林の伐採届出事項情報をデータベース化し、森林の適正な管理体制を整備した。

④ 文書の適正な管理・保管を図るため、平成17年4月から「文書管理システム」を本格稼働し、文書の電子化を推進するとともに、同システムを活用した職員間の情報の共有化及び情報公開の推進を図るため、市のホームページ上で公文書の件名を公開している。

⑤ 財政部(資産税課)が所管している航空写真について、平成17年2月に「岐阜市航空写真取扱要領」を定め、職員間の情報の共有化を図るとともに、市民に対しても公文書として交付できる仕組みとした。

- ⑥「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、平成16年8月からマニフェストの写しを公開対象とし、工事発注者の責務を徹底するため搬出先の確認等に努め、完了検査後に法令違反が判明した場合は、公共工事を発注した部局が環境事業部に直ちに報告する仕組みとし、公共工事に伴う産業廃棄物の適正処理の確保に努めている。

※特定建設作業：

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって、騒音規制法及び振動規制法において政令で定めるもの。

### (3) 組織全体としての取組

本事案の規模拡大を招いた根本的な原因である市の組織全体における産業廃棄物行政に対する危機意識の欠如を解消し、市民の安全を確保するという使命を自覚し、その責務を全うすることが重要である。その上で、市長以下幹部職員において危機管理意識を高めるとともに、産業廃棄物行政に対する重要性の認識を徹底することが必要不可欠である。

さらに、産業廃棄物行政について担当部局に一任し、市全体としての重要課題として取り上げなかったことが、全庁的な危機意識の醸成や部局間の連携を阻害したとの反省を踏まえ、市長以下全庁的な対応として、以下の再発防止策を講じ、取組を徹底している。

#### 1) 産業廃棄物行政に係る全庁的な課題の共有化

本事案及びこれ以外の不適正処理事案の状況等について、市長以下全部局の部長及び部長級職員により市政運営の基本方針等を議論する「岐阜市行政経営会議」において、随時、経過報告及びこれに基づく意見交換を行い、全庁的な状況、問題の把握及び危機意識の徹底を図るとともに、時宜に応じて対応するように努めている。

また、各部局が政策を立案するにあたって、他部局に関係する情報の共有、複数の部局に関わる重要課題の検討等を要する場合は、組織的連携を強化するとともに、効率的かつ円滑な事業推進を図るため、各部の政策課長により構成する「政策課長会議」においても、随時、状況を報告し、現況や課題の共有化に努めている。

#### 2) 庁内関係部局との連携

不適正処理の未然防止や拡大防止のため、産業廃棄物の不適正処理の情報収集、不適正処理又はそのおそれのある事案に対する関係法令の検討、関係法令に基づく迅速な指導及び改善等を目的として、平成17年4月に庁内関係8部局で構成する「岐阜市産業廃棄物調整会議」を設置し、産業廃棄物不適正処理事案の状況等について意見交換し、情報の共有化に努めた。

当該会議における協議に基づき、これまでに産業廃棄物処理業者の事業所に対して、建築物を所管するまちづくり推進部と合同で立入検査を実施し、違反が確認された建築物について、行政指導により是正させた。

今後も、随時、会議を開催し、関係部局間における情報の共有を図るとともに、必要に応じて関係部局との共同による対応に努めていく。

3) 担当部局の体制強化

担当職員の意識的要因に加えて、担当部局の人員不足や組織体制の不備等の物理的要因も本事案の規模拡大の原因の一端であったとの反省から、市の組織として産業廃棄物行政所管部局の体制強化を図った。

(4) その他の再発防止策

上記の取組を補完し万全を期すため、さらに以下の対策を講じている。

1) 関係機関との連携強化

従前から県と共同でスカイ&ランドパトロールを実施していたにも関わらず、担当部局の問題意識の欠如からパトロール範囲等について県と十分な意見交換がされていなかった。

このため、本事案が、継続的な監視の必要性が高い事案であるにも関わらず、県との間において認識が共有されず、現場が監視されていなかったことから、これ以降は、県及び県警との情報共有化や連携を強化し、不適正処理の未然防止や拡大防止のため、以下の取組を進めている。

- ①「岐阜県・岐阜市廃棄物不適正処理調整会議」を平成16年7月に設置し、不適正処理事業者に対する対応状況等について積極的に情報交換し、情報の共有化及び連携の強化を図っている。この会議に基づき、現在、事業者への啓発及び県民への情報提供による不適正処理の未然防止や拡大防止を目的に、産業廃棄物不適正処理事案における事業者名や対応等について、県と市のホームページにおいて情報公開している。

また、県の主催によるスカイ&ランドパトロールでは、従前の野焼きに加えて不法投棄の早期発見、早期対応を目的とし、空陸連動により、迅速な対応に努めている。

さらに、市環境事業部と市内を管轄する警察署とが合同して、廃棄物の不法投棄の現状把握や連携を図るため「不法投棄防止対策担当者会議」を毎年実施している。これにより、県警と情報を共有し、必要に応じて連携し、迅速な対応がとれるよう努めている。

- ② 農林部局における県との情報共有化及び連携強化を図るため、平成16年4月から森林伐採の届出、申請、許可等の情報について県に情報提供するとともに、違法性が疑われる案件情報を把握した場合は、県と共同して現地調査を実施する体制を確立し、森林法等に基づく不適正処理事案の早期発見、早期対応に努めている。

2) 市民によるチェック機能の強化及び事業者への啓発の強化

市民に正しい情報を速やかに提供することにより、市民の安心確保及びチェック機能を強化するとともに、法令に違反し、あるいは違反のおそれがある事業者への啓発強化により不適正処理を抑止するため、以下の取組を進めている。

- ① 平成16年8月から産業廃棄物不適正処理事案及び産業廃棄物処分業者名簿を、また、平成17年7月からは産業廃棄物収集運搬業者名簿を市のホームページ上で公開している。さらに、不適正処理事案の拡大防止及び不適正処理の未然防止について、市民目線でチェック機能が働くよう、積極的な情報提供に努めている。
- ② 不法投棄情報について広く市民から情報を得るため、環境事業部に設置している不法投棄110番について、さらなる周知に努めている。

③ 自然環境保全に対する情報公開及び指導強化を図るため、人・自然共生部において、平成17年3月、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等に基づく立入検査の基本方針を策定し、立入検査を実施している。また、検査結果は公開とし、市民からの情報も踏まえて行政指導に反映できる体制としている。

3) 産業廃棄物適正処理方策の追求

本事案は、中間処理業者による違法行為により生じたものであるが、不法投棄の規模が拡大した根源には、産業廃棄物の処分場が不足している状況、さらには、事業者の環境保全に対する意識の低さもあったものと考えられる。

また、排出事業者等に対する調査から、市内のみならず県内・県外からも広く産業廃棄物が搬入されていたことが判明している。

このため、県と連携して以下の取組を進め、不適正処理事案に対する対処や不適正処理の未然防止に努めている。

- ・ 産業廃棄物の減量方策としてのリサイクルの啓発と推進
- ・ 事業者の環境問題への意識啓発や優良事業者の育成
- ・ 公共関与による産業廃棄物処理施設整備の検討